

競泳競技規則

第1編 (公財)日本水泳連盟 競泳競技規則

目 次

総 則	1
第1条 競技会の運営(1)	1
第2条 競技役員(2)	2
第3条 競技の組み合わせ(3)	9
第4条 出 発(4)	11
第5条 自由形(5)	12
第6条 背 泳 ぎ(6)	13
第7条 平 泳 ぎ(7)	14
第8条 バタフライ(8)	15
第9条 メドレー競技(9)	16
第10条 競 技(10)	16
第11条 計 時(11)	18
第12条 記 録(12)	19
第13条 全自動装置(13)	21
第14条 水 着 等(15, I 7, I 8)	22
第15条 広 告(I 8)	23
第16条 抗 議(I 13)	23
第17条 そ の 他	25
付 則	26

※ ()内の英字・数字は WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION 条項

(公財) 日本水泳連盟 競泳競技規則

総 則

本規則は世界水泳連盟競技会規定 (WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION) の I ならびに II (下記参照) にのっとり制定した。

(公財) 日本水泳連盟 (JASF: Japan Swimming Federation 以下「本連盟」という) ならびに本連盟の加盟団体 (以下「加盟団体」という) が主催する競技会 (公式競技会) と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会 (公認競技会) を対象として適用される。

I Rules Applicable to all Aquatics Disciplines (全水泳競技共通規則)

II Swimming Rules (競泳競技規則)

なお本規則条項文の末尾記載の () 書きは本連盟競泳競技規則制定の根拠とした世界水泳連盟競技会規程条項である。番号のみの記載は II、初めに I が付いているものは I の条文番号である。

第 1 条 競技会の運営 (1)

- 1 本連盟が主催する競技会の競技役員は、本連盟競泳競技公認審判員および本連盟公認競技役員によって構成され、そのうち審判長および主任は A 級または B 級審判員でなければならない。
- 2 本連盟または競技会の主催 (主管) 団体から指名された大会総務または実行委員会は、審判長およびその他の競技役員に対して、本規則に規定されていること以外の全ての事項について統括権を持ち、競技会の延期などを含め、運営のために規則に矛盾しない範囲で指示を与える。(1.1)

- 3 競技会の主催者は、必要十分な競技役員を指名し、競技会の公平性・完全性・安全性を確保しなければならない。(1.2)
また、必要に応じて役員数を変更し、その他の係役員を置くことができる。(1.2.1)
- 4 自動計時審判装置（以下「全自動装置という」）を使用できない競技会においては、可能な限り、1レーンに最低1名の計時員、時計の不具合に備えて1レーン1名の補助計時員を置く。各レーン3名の計時員を置くことが望ましい。(1.2.2)
- 5 全自動装置またはストップウォッチを使用できない競技会においては、着順審判主任と着順審判員を置くことができる。(1.2.3)
- 6 競技会で使用するプールと競技関連設備は、大会総務または実行委員会によって検査され、承認されなければならない。(1.3)
- 7 水中映像装置が使用される場合、その機器は遠隔操作され、競技者の視界や進路を妨害せず、プールの施設や設備の配置を変えることなく、クロスラインなどの指標を遮ってはならない。(1.4)
- 8 実行委員会は、予選・準決勝・決勝に際して、選手が順守すべき入場方法・心構えを、招集所を出るまでに明確にしなければならない。(1.5)

第2条 競技役員(2)

1 審判長(2.1)

- (1) 審判長は全ての競技役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、競技に関係する全ての運営や規則について指示する。競技規則と決定事項を施行し、競技会の実際の運営に関しての問題点について解決する。また、規則にない事項についての最終決定を下す。(2.1.1)
- (2) 全ての競技規則が順守されていることを確認し、いずれの

段階においても競技に介入することができる。競技に関する全ての抗議に裁定を下す。(2.1.2)

- (3) 着順審判員を置く場合は、審判長は必要があれば着順を決定する。全自動装置が使用できる場合は、第13条による。

(2.1.3)

- (4) 競技役員が競技会運営の各職に全て就いていることを確認する。欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、不相当と思われる者の交代を命ずることができる。(2.1.4)

- (5) 競技の開始は、

① 全ての選手が衣服を脱いだら、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の開始を知らせてスタート台に誘導し、次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。(2.1.5)

② 背泳ぎ（メドレーリレーを含む）では、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をさせる。次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、水に入るよう指示し、2回目の長いホイッスルで速やかにスタートの位置に着かせる。(2.1.5)

③ 競技者と競技役員がスタートの準備ができたなら、片腕を水平に伸ばすことにより、出発合図員にスタートを委ねる。水平に伸ばした片腕は、出発の合図が発せられるまでその状態を保持する。(2.1.5)

- (6) 出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。自動審判装置が使用できる場合は、失格を確定するために用いられる。(2.1.6)

- (7) 審判長自身が監察した違反、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての失格・処分決定は審判長が行う。(2.1.7)

- (8) 違反は口頭で審判長に伝えなければならない。違反が確定したら、競技役員が種目・レーンナンバー・違反の内容を記述

- し、審判用紙（書式①）を完成する。(2.1.8)
- (9) リレー競技において、前の競技者が壁にタッチした際に、次の競技者の足がスタート台に接しているかどうか判断することを、審判長は競技役員に命じなければならない。全自動審判装置が引き継ぎ違反を判定できる場合は、第13条1に従う。(2.1.9)

2 機械審判 (2.2)

- (1) 全自動審判装置の操作を監督する。(2.2.1)
- (2) コンピュータによる記録帳票に責任を持つ。(2.2.2)
- (3) 引き継ぎ記録を確認し、引き継ぎ違反を審判長に報告する。
(2.2.3)
- (4) 引き継ぎ違反の確認のため、ビデオ計時装置を審査する。
(2.2.4)
- (5) 機械審判は
- ・ 予選、準決勝後の棄権を管理する
 - ・ 公式様式に結果を記入する
 - ・ 樹立された全ての結果を一覧にする
 - ・ 必要あれば得点を管理する
- (2.2.5)

3 出発合図員 (2.3)

- (1) 審判長から競技開始の合図を受けて、競技者を公正に出発させるまで、競技者を完全に統括する。出発の手順は第4条による。(2.3.1)
- (2) 競技者が故意に出発の準備を遅らせるなど、スタートの際の不行跡に対して指示に従わなかった場合は、審判長に報告する。ただし、そのような行為に対する失格の決定は審判長が行う。(2.3.2)

- (3) 審判長の決定を得ることを条件として、出発が公正に行われたかを決定する。(2.3.3)
- (4) 競技を開始するときはプールのスタート側からおよそ5 m以内に位置し、計時員が出発の信号合図を見て聞くことができ、競技者が完全に信号音を聞くことができるようにする。(2.3.4)
- (5) 出発合図員は、その権限の範囲内で認められたいかなる違反も審判長に報告しなければならない。(2.3.5)

4 招集員 (2.4)

- (1) 競技に先立ち、競技者を集合させる。(2.4.1)
- (2) 以下の場合に審判長に報告しなければならない。
 - ・ 競技者に水着・広告の規則に違反があった場合
 - ・ 点呼の際に競技者が不在の場合 (2.4.2)

5 折返監察主任 (2.5)

- (1) 折返監察員が競技中に任務を十分に果たしているかを確認する。(2.5.1)

6 折返監察員 (2.6)

- (1) 各レーンのスタート側と折り返し側にそれぞれ1名ずつ位置し、泳者がスタート後、折り返しの間、ゴールの際に規則に従っているかを確認する。(2.6.1)
- (2) スタート側の折返監察員は、自由形・背泳ぎ・バタフライでは選手がスタートしてから最初の一かきの終了まで、平泳ぎは二かき目の終了まで監察する。(2.6.2)
- (3) ターンの際、泳者の体の一部が壁に着く前の一かきから、折り返し後の最初の一かきの終了まで、平泳ぎは二かき目の終了までを監察する。(2.6.3)

- (4) ゴールタッチの際、ゴールタッチの前の最後の一かきの開始からゴールタッチまで監察する。(2.6.4)
- (5) バックストロークレッジを使用する場合は、設置・取り外しを行う。設置したら、レベルを0にしなければならない。(2.6.5)
- (6) 800 mおよび1500 mの個人競技においては、スタート側または折り返し側の折返監察員は、その担当レーンの泳者が完了した折り返し回数を記録する。泳者には、折り返し側で「ラップカード」を見せ、残りの折り返し回数を知らせる。ラップカウンターを使用してもよい。(2.6.6)
- (7) 800 mおよび1500 mの個人競技においては、スタート側の最終折り返し5 m前に泳者が達したときから、折り返し後5 mに達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は振鈴によって行う。(2.6.7)
- (8) リレー競技において、引き継ぎが競技規則に従っているかを監察する。リレー引き継ぎ判定装置を使用する場合は、第13条1に従う。(2.6.8)
- (9) その権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。(2.6.9)

7 泳法審判員 (2.7)

- (1) プールの両側に位置する。(2.7.1)
- (2) 泳者が競技規則に従っているかを監察する。また、折返監察員を補助するために、折り返し動作およびゴールタッチについても監察する。(2.7.2)
- (3) その権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。(2.7.3)

8 計時主任 (2.8)

- (1) 計時員に、位置と計時するレーンを割り当て、それぞれの任

務を指示する（各レーン3名の計時員を配置することが望ましい）。全自動装置が使用できないときは2名の補助計時員を配置する。ストップウオッチを用いる場合は、時間と順位は計測された時間で決定する。(2.8.1)

- (2) 1レーンに1名の計時員を配置するときは、ストップウオッチの不具合に備えて、補助計時員を割り振らなければならない。計時主任は、常に各競技の1位の選手の記録を記録しなければならない。(2.8.2)
- (3) 各レーンの計時員から計時用紙（書式⑥）を集め、必要があればストップウオッチを点検する。(2.8.3)
- (4) 提出された計時用紙に書かれた各レーンの公式時間を記録し、検査をする。(2.8.4)

9 計時員 (2.9)

- (1) 第11条3に従って時間を計測する。(2.9.1)
- (2) 出発の合図で時計を始動し、泳者がゴールしたときに時計を止める。また、計時主任から指示があれば、200 m以上の競技における途中時間を記録する。(2.9.2)
- (3) 競技終了後、結果を速やかに計時用紙に書き留め、計時主任に提出する。求められたときは時計を提示する。審判長が次の競技を開始通知するためのホイッスルを短く吹くと同時に時計を戻す。(2.9.3)
- (4) ビデオ計時装置が使用されていないときは、全自動装置が使用されていても、必要な数の計時員を配置する。(2.9.4)

10 着順審判主任 (2.10) - 必要に応じて

- (1) 着順審判員にその職を命じ、順位決定を任せる (2.10.1)
- (2) 競技終了後、各着順審判員の「着順審判用紙」（書式⑦）を

集め、判定結果と順位を確定し、その結果を審判長に提出する。(2.10.2)

11 着順審判員 (2.11) - 必要に応じて

- (1) 泳者が競技を終了する付近で、全ての競技者とゴールを、常に見渡せる場所に位置する。(2.11.1)
- (2) 競技終了後に、割り当てられた任務に従って各泳者の着順を速やかに判定し報告する。(2.11.2)

12 記録主任 (2.12)

- (1) コンピュータで出力した結果帳票および審判長から受理した各競技の決定時間・着順の結果を確認し、審判長と連署する。(2.12)

13 記録員 (2.13)

- (1) 競技の棄権者を管理する。競技結果を公式の書式に載せ、新記録の一覧表を作成する。必要に応じて得点を管理する。(2.13.1)

14 ビデオ審判主任 (2.14) ※ビデオ審判装置を使用する場合

- (1) ビデオ審判員が、競技中、担当の場所で義務を果たしているか監督しなければならない。(2.14.1)
- (2) ビデオ審判員から報告された全ての違反を見直し、確認しなければならない。(2.14.2)
- (3) 審判長から報告された全ての違反を見直し、確認しなければならない。(2.14.3)
- (4) ビデオ審判によって確認できた違反を審判長に報告しなければならない。(2.14.4)

15 ビデオ審判員 (2.15) ※ビデオ審判装置を使用する場合

- (1) 泳法規則が順守されているか確認し、折り返しとゴールタッチを監察する。(2.15.1)
- (2) 監察された違反をビデオ審判主任に報告しなければならない。違反が確定したら審判用紙に記入する。(2.15.2)

16 競技役員の判断 (2.16)

- (1) 競技規則に特に規定がない場合は、それぞれに判断をしなければならない。(2.16.1)

17 通告員

- (1) 放送機器が正常に機能するよう管理の責任を持つ。
- (2) 競技会の運営および競技について、全ての通告を行う。

第3条 競技の組み合わせ (3)

1 全ての参加者は、事前に公表された期間のベストタイムを提出しなければならない。そのタイムは、実行委員会により記録順にリストアップされる。記録を提出していない競技者は一番遅い者として見なされ、記録なしとしてリストの最後に置かれる。同記録または記録がない者が複数いる場合は、抽選により順位を決定する。競技者は、第3条7の手順によって泳ぐレーンが決められ、そのレーンは、提出された記録によって次のように決められる。

(3.1.1)

- (1) 単純方式：記録の最も良い者（チーム）を最終組の中心のレーンに置き、以下レーン順の決め方により最終組を満たし、順次前の組を同様の方法で満たす。
- (2) 平均分け方式：記録の最も良い者（チーム）を最終組の中

心のレーンに、2番目に良い記録の者（チーム）をその前の組の中心レーンに置き、順次最初の組まで配置する。レーン順の決め方により、その次の者（チーム）を最終の組とし、以下同じ要領で配置が完了するまで行う。

- (3) 混合分け方式：組数が4組以上ある場合に、最終組を含め3組を平均分け方式で、残りの組全てを単純方式で組み合わせる。
- 2 予選競技が1組の場合は、決勝と同じ方法で組み合わせを行い、決勝の部で競技を行う。(3.1.1.1)
- 3 予選競技が2・3組の場合は、平均分け方式を用いる。(3.1.1.2)
- 4 予選が4組以上の場合には、混合分け方式を用いる。(3.1.1.4)
- 5 例外：予選が2組以上ある競技では、一組の予選に少なくとも3名の競技者を振り分けなければならない。ただし、棄権者が出たことによって、一組が3名未満になることは差し支えない。(3.1.1.6)
- 6 決勝進出について、10レーンを使用できるプールでは、リレーを含む400m以上の種目において8位が2名（チーム）の場合は、8レーン・9レーンを使用することができる。8位が3名（チーム）の場合は、8レーン・9レーン・0レーンを、使用することができる。レーンの配置は抽選で決定する。4人（4チーム）以上の同タイムの選手（チーム）に対しては、スイムオフまたは抽選を行う。(3.1.1.7)
- 7 レーンの割り振りは以下のようにする。(3.1.2)
 - (1) 50mプールにおける50m競技を除き、レーンナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第1レーンとする。ただし、10レーンを使用する場合は第0レーンとする。
 - (2) 最も良い記録の者（チーム）を奇数レーンのプールでは中央のレーンに、6レーンのプールでは第3レーンに、8レーンおよび10レーンのプールでは第4レーンに配置し、2番目に

良い記録の者（チーム）をその左側にし、以下右、左と交互に配置する。

(3) 予選競技の記録が同じ場合は、レーンの配置優先順位を、抽選で決定する。

8 50 mプールにおける50 m種目においても上記の方法により決定するが、スタートは折り返し側から行ってもよい。(3.1.3)

9 準決勝のレーンは平均分け方式を用いる。(3.2.1)

10 予選がない場合、レーンは上記7 (1) (2) (3) に従って割り振られる。(3.2.2)

11 予選において8位(10位)、16位(20位)の競技者が1/100秒まで同記録の場合は、スイムオフまたは抽選を行い、B決勝・準決勝、決勝への進出者を決定する。スイムオフは、実行委員会と関係者の間で決めた時間に行う。補欠の優先順位決定においても同様とする。(3.2.3)

12 B決勝・準決勝、決勝において棄権者が出た場合、その補充は、予選あるいは準決勝の記録の順位で決定される。可能であれば競技は再組み合わせを行い公表される。(3.2.4)

13 予選、B決勝・準決勝、決勝では、競技者は指定された時間に第1招集所に行き、チェック後、最終招集所に進む。(3.2.5)

14 競技会によっては、抽選でレーンを決定してもよい。(3.3)

15 種目によっては実行委員会の判断で、タイム決勝で行うことができる。最終組は決勝競技で実施される。(3.4)

第4条 出 発 (4)

1 自由形・平泳ぎ・バタフライ・個人メドレーのスタートは飛び込みによって行う。(4.1)

(1) 審判長の長いホイッスルにより競技者はスタート台に上がる。

- (2) 出発合図員の号令 (take your marks) によって、競技者はスタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛け、速やかにスタートの姿勢をとる。その際、両手の位置に関する制限はない。
 - (3) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
- 2 背泳ぎ・メドレーリレーのスタートは水中から行う。(4.2)
 - (1) 審判長の1回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。
 - (2) 2回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなくスタートの位置につく。
 - (3) 出発合図員の号令の後、全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
 - 3 出発合図の前にスタートの動作を開始した競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、スタート違反をした競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に失格が明らかになった場合は、出発の合図はせず、他の競技者を元の位置に戻し、再出発をする。その場合、審判長は長いホイッスル(背泳ぎの場合は2回目の長いホイッスル)から出発の手順を繰り返す。(4.4)

第5条 自由形(5)

- 1 自由形はどのような泳ぎ方で泳いでもよい。ただし、メドレーリレーおよび個人メドレーにおける自由形は、バタフライ・平泳ぎ・背泳ぎ以外の泳法でなければならない。(5.1)
- 2 折り返し、ゴールタッチの際は、泳者の体の一部が壁に触れなければならない。(5.2)

- 3 競技中は泳者の体の一部が常に水面上に出ていなければならない。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から15 m以内の距離では体が完全に水没してもよいが、壁から15 m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。(5.3)

第6条 背 泳 ぎ (6)

- 1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁に足の指を掛けたりしてはならない（プールの縁・タッチ板の上端についても同様とする）。バックストロークレッジを使用する場合は、両足共、少なくとも一本の指はタッチ板に接していなければならない。(6.1)
- 2 折り返し動作中を除き、競技中は常におおむけの姿勢で泳がなければならない。おおむけの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が水面に対し90度未満であることをいう。(6.2)
- 3 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ていなければならない。ゴール直前、頭の一部が5 mのマークを過ぎれば、ゴールタッチ時に体が完全に水没してもよい。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から15 m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から15 m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。(6.3)
- 4 折り返しを行っている間に、体の一部が壁に触れなければならない。折り返し動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよい。その後、ターンを始めるために、速やかに一連の動作として、片腕あるいは同時の両腕のかきを使用することができる。足が壁から離れたときには、おおむけの姿勢に戻っていなければならない。(6.4)

- 5 ゴールタッチの際、泳者はあおむけの姿勢で壁に触れなければならない。(6.5)

第7条 平 泳 ぎ (7)

- 1 スタート後、折り返し後の一かき目は完全に脚のところまで持っていくことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。スタート後、折り返し後に、最初の平泳ぎの蹴りの前にバタフライの蹴りが1回許される。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出なければならない。(7.1)
- 2 スタート後と折り返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足の蹴りをこの順序で行う組み合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に行わなければならない。交互に動かしてはならない。(7.2)
- 3 両手は一緒に胸より水面、水中または水上から前方へそろえて伸ばし、水面または水面下をかかねばならない。肘は、折り返し前の最後の一かき、折り返しの動作中、ゴールの際の最後の一かきを除き、水中に入っていないなければならない。両手は、スタートおよび折り返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。(7.3)
- 4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時でなければならない。交互に動かしてはならない。(7.4)
- 5 両足は推進力を得る際は外側に向かわなければならない。交互に

動かすこと、下方へのバタフライの蹴りは第7条1を除いて許されない。足が水面から出ることは、下方へのバタフライの蹴りとならない限り許される。(7.5)

- 6 折り返し、ゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。折り返し前、ゴールタッチの際は、足の蹴りに続かない腕のかきだけになってもよい。最後のサイクルの間に頭が水面上に出れば、タッチ前の最後の一かきの後は頭が水没してもよい。(7.6)

第8条 バタフライ (8)

- 1 スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めから体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。(8.1)
- 2 競技中、両腕は水中を同時に後方へ運び、水面の上を同時に前方に運ばなければならない。(8.2)
- 3 全ての足の上下動作は同時に行われなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。平泳ぎの足の蹴りは許されない。(8.3)
- 4 折り返し、ゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。(8.4)
- 5 泳者はスタート後、折り返し後は、水面に浮き上がるため、水中での数回の蹴りと後方への一かきが許される。スタート後、折り返し後は、体は完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。また、次の折り返し、ゴールまで、体は水面上に出ていなければならない。(8.5)

第9条 メドレー競技 (9)

1 個人メドレーでは、競技者は次の順序によって泳がなければならない。

(1) バタフライ (2) 背泳ぎ (3) 平泳ぎ (4) 自由形

それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。自由形の際に壁から足が離れたときはあおむけの状態であってもよいが、うつぶせの状態になるまでは、バタフライの蹴りも含めていかなる足の蹴りも行ってはならない。(9.1)

2 自由形では、折り返しの際を除いて、うつぶせでなければならない。足の蹴りや手のかきを始める前に、体はうつぶせにならない。(9.2)

3 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。

(1) 背泳ぎ (2) 平泳ぎ (3) バタフライ (4) 自由形

それぞれの種目を定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。(9.3)

4 それぞれの種目はその泳法規則に従って泳ぎ、かつゴールしなければならない。(9.4)

第10条 競 技 (10)

1 全ての個人競技は、男女別に行わなければならない。(10.1)

2 競技者は、定められた全距離を泳ぎきらなければならない。関連する競技規則に従って全距離を完泳しない選手は失格となる。(10.2)

3 競技規則第1条8に示された入場前の手続きを終えて入場した選手は、速やかに水着以外のすべての着衣を脱がなくてはならない。

(10.3)

- 4 競技者は、スタートしたレーンと同じレーンを維持し、ゴールしなければならない。(10.4)
- 5 競技者は折り返しの際、各泳法の規則に従い、プールの壁に体の一部を接触させなければならない、折り返しは壁で行わなければならない。歩いたり、プールの底を蹴ったりすることは許されない。(10.5)
- 6 自由形競技またはメドレー競技の自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。(10.6)
- 7 競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。(10.7)
- 8 泳者が、他のレーンを横切ることなどで他の泳者の妨害をした場合、審判長は違反者を失格にし、その違反が故意と認められたとき、審判長はその事実を競技会の主催団体および違反した競技者の所属する団体に報告する。(10.8)
- 9 競技に参加していない競技者が、全ての泳者が競技を終了する以前に水に入った場合、その競技会における以後の出場資格を失う。
(10.9)
- 10 リレーチームは4人で構成されなければならない。混合リレー競技は男女各2名で構成される。混合リレー競技の第1泳者の記録は公認されない。(10.10)
- 11 リレー競技の引き継ぎはスタート台から行われなければならない。プールデッキから走って飛び込むことは許されない。(10.11)
- 12 リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台を離れた場合は、そのチームは失格となる。
(10.12)
- 13 泳いでいないチームメンバーが、全てのチームの全ての泳者が競技を終える前に入水した場合、そのリレーチームは失格となる。
(10.13)
- 14 リレーオーダーは競技前に提出しなければならない。リレーチー

ムのメンバーは1つのレースに1回のみ参加できる。リレーチームの構成は予選と決勝で変更してもよいが、メンバーはその種目に正式登録した者とする。提出されたリレーオーダーどおりに泳がなかったリレーチームは失格となる。交代は、緊急の傷病が発生してそれが文書で証明された場合のみ認められる。(10.14)

15 個人競技・リレー競技の際、泳ぎ終わった泳者は、他の競技者の妨げにならないよう、速やかにプールから出なければならない。この規定に違反した競技者（チーム）は失格となる。(10.15)

16 競技者が他の競技者の行為によって不利益を被った場合、審判長はその競技者を、予選のときは次以降の組に出場させ、B決勝・準決勝、決勝のときは競技のやり直しを命じることができる。(10.16)

17 ペースメーカーとなる装置の使用や、サイドコーチ等のペースメーカーとなるような行為をすることは許されない。(10.17)

第11条 計 時 (11)

1 全自動装置は、担当競技役員の監督下であり、計測された時間は、順位ならびに、各レーンの時間を決定するのに用いられ、計時員が計測した時間よりも優先される。故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、ビデオ計時装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。全ての計時装置が計測に失敗した競技において、泳者は泳ぎ直しを要求できる。(11.1)

2 全自動装置が使用されている場合、結果は1/100秒までを記録する。1/100秒までが同記録の場合は同着・同順位とする。公式結果や電光表示板の表示は1/100秒まででなくてはならない。(11.2)

3 全自動装置を使用しない競技会では、競技役員による計測には、半自動装置またはストップウォッチが使用される。手動による計時

は3名の計時員によって計られ、使用されるグリップスイッチおよびストップウォッチは、本連盟または加盟団体によって完全に調整されたものでなければならない。手動計時は1/100秒まで記録されなければならない。公式計時は以下の方法で決定される(11.3)

- (1) 3台のストップウォッチのうち2台が同じで、他の1台が異なる時間を計測した場合、2台の合致した時間を公式時間とする。(11.3.1)
 - (2) 3台のストップウォッチがそれぞれ異なる時間を計測した場合、中間の時間を公式時間とする。(11.3.2)
 - (3) 3台のストップウォッチのうち、2台だけが時間を計測した場合、その2台の平均時間を公式時間とする。平均時間を計算したとき、1/1000秒の単位まで計測可能な場合であっても、1/1000秒の位は切り捨てる。(11.3.3)
- 4 競技者が失格した場合は、その旨を公式に記録しなければならないが、時間や順位を記録ならびに公表してはならない。(11.4)
- 5 リレー競技に失格があった場合は、失格までの途中時間は公式に記録しなければならない。(11.5)
- 6 リレー競技が行われている間、先頭を泳ぐ泳者の50mごと、100mごとの途中時間は公表されなければならない。(11.6)

第12条 記 録 (12)

- 1 長水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。(12.1)
- | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 自由形 | 50 m | 100 m | 200 m | 400 m | 800 m | 1500 m |
| 背泳ぎ | 50 m | 100 m | 200 m | | | |
| 平泳ぎ | 50 m | 100 m | 200 m | | | |
| バタフライ | 50 m | 100 m | 200 m | | | |
| 個人メドレー | 200 m | 400 m | | | | |

フリーリレー *4 × 50 m 4 × 100 m 4 × 200 m

メドレーリレー *4 × 50 m 4 × 100 m

混合フリーリレー *4 × 50 m 4 × 100 m

混合メドレーリレー *4 × 50 m 4 × 100 m

*長水路での4 × 50 mリレー競技は世界記録・世界ジュニア記録の対象とはならない

2 短水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。(12.2)

自由形 50 m 100 m 200 m 400 m 800 m 1500 m

背泳ぎ 50 m 100 m 200 m

平泳ぎ 50 m 100 m 200 m

バタフライ 50 m 100 m 200 m

個人メドレー 100 m 200 m 400 m

フリーリレー 4 × 50 m 4 × 100 m 4 × 200 m

メドレーリレー 4 × 50 m 4 × 100 m

混合フリーリレー 4 × 50 m *4 × 100 m

混合メドレーリレー 4 × 50 m *4 × 100 m

*短水路での4 × 100 m混合リレー競技は世界記録・世界ジュニア記録の対象とはならない

3 世界ジュニア記録の年齢区分は、世界ジュニア選手権の区分と同じである。(12.3)

4 世界記録・世界ジュニア記録を樹立したリレー競技のメンバーは、同じ国籍でなければならない。(12.4)

5 全ての記録は対等の個々の競技で計測されたものでなければならない。(12.5)

6 プールのそれぞれのレーンの長さは、測量士や実行委員会が認めた資格者によって公認されなければならない。(12.6)

7 世界記録・世界ジュニア記録が樹立された場合、可動式の壁が用いられたときは、レーンの長さは競技の終わりに確認しなければならない。(12.7)

8 世界記録・世界ジュニア記録は、全自動装置または全自動装置に

不具合があった際の半自動装置で計測されたときのみ認められる。

(12.8)

- 9 全ての記録は、World Aquatics が承認した水着を着用した競技者のみが樹立できる。(12.9)
- 10 1/100 秒まで同じ時間は同記録と見なされ、その記録を達成した競技者は同記録保持者となる。優勝者の記録だけが新記録の申請ができる。競技会で同記録が出た場合は、記録を達成したそれぞれの競技者が優勝者となる。(12.10)
- 11 世界記録・世界ジュニア記録は、塩分含有量が1リットル当たり3グラム未満の水でのみ樹立することができる。海水で樹立した世界記録・世界ジュニア記録は認められない。(12.11)
- 12 混合リレー競技を除き、リレー競技の第1泳者の記録は新記録に申請することができる。第1泳者が違反なく泳ぎ終えれば、続く泳者に失格があったとしても、第1泳者の記録は無効にはならない。(12.12)
- 13 オリンピック・世界選手権・世界ジュニア選手権・ワールドカップで樹立された全ての記録は、自動的に公認される。(12.18)

第13条 全自動装置 (13)

- 1 全自動装置が用いられている競技会では、時間・順位、リレーの引き継ぎの判定は、計時員・折返監察員より優先される。(13.1)
- 2 定められた競技で、全自動装置が数名の競技者の時間・順位を記録できないときは、(13.2)
 - (1) 計測可能な全自動装置による時間・順位を記録する。(13.2.1)
 - (2) 手動による時間・順位を記録する。(13.2.2)
- 3 公式順位は以下のように決定する。(13.2.3)
 - (1) 全自動装置による時間・順位がある競技者は、そのレース

内で全自動装置による時間・順位がある他の競技者と比較し、相対的な順位が決められる。(13.2.3.1)

(2) 全自動装置による順位はないが、全自動装置による時間がある競技者は、全自動装置による時間がある他の競技者との時間の比較で相対的な順位が決められる。(13.2.3.2)

(3) 全自動装置による時間・順位がない競技者は、半自動装置またはストップウォッチの計測による時間で相対的な順位が決められる。(13.2.3.3)

4 公式時間は以下のように決定する。(13.3)

(1) 全自動装置による公式時間はその時間となる。(13.3.1)

(2) 全自動装置によらない公式時間は、半自動計時装置またはストップウォッチの計測による時間となる。(13.3.2)

5 複数の予選がある場合、順位は以下のように決定する。(13.4)

(1) 全ての競技者の順位は、公式時間を比較して決定する。(13.4.1)

(2) 同記録で泳いだ競技者は、同じ順位とする。(13.4.2)

第14条 水着等 (15, I 7, I 8)

1 水着・キャップ・ゴーグルは見苦しくなく、人に不快感を与えるようなものであってはならない。(I 7.1)

2 キャップを2枚かぶることは許される。(I 8.5)

3 競泳競技の場合、男子の水着はへそから上、ひざから下に伸びてはならない。女子の水着は、首を覆ったり、肩から先、ひざから下に伸びたりしてはならない。水着は繊維素材で作られていなければならない。(15.1)

4 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着(例えば、水かきのある手袋・フィン・パワーバンド・粘着

性のあるもの等)を使用したり、着用したりしてはならない。データを収集する目的でのみ、機材や自動データ収集装置を着用することが認められる。自動データ収集装置を泳者にデータや音または信号を送る目的で使用してはならないし、泳者の速力を向上させる目的に使用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。怪我によって必要な場合、1本または2本の手の指、足の指にテーピングをすることは認められる。審判長の承認がなければその他の身体上のいかなるテープも許されない。(15.2)

- 5 全ての記録は、承認された水着が使用された場合にのみ公認される。研究機関でさらなる分析を行うために、選手に対して世界記録を出した際に着用していた水着を提出するように求めることができる。(15.3)

第15条 広 告 (I 8)

- 1 水着・キャップ・ゴーグル・その他トレーニングウェア・競技役員ユニフォーム・靴・タオル・バッグ等は規則に定められた範囲で着用が許される。ツーピースの水着についての広告は、ワンピースの水着と同じ扱いをする。競技者の名前・国名・国の略称は広告とは見なされない。(I 8.2)
- 2 体に広告を施すことは許されない。(I 8.11)

第16条 抗 議 (I 13)

- 1 次の場合、競技に関する抗議ができる。
 - (1) 規則や競技会における規定が、順守されていなかった場合。
 - (2) 発生事象が、競技会の主催者や他の競技者によって引き起こされた場合。

- (3) 審判長の判断に納得できない場合。ただし、明らかな事実に対する抗議は認められない。(I 13.1.1)
- 2 抗議は、以下のように抗議書を提出しなければならない。
所属チームの責任者が審判長に対して
- (1) 事象発生後 30 分以内に
 - (2) 本連盟規定の書式で
 - (3) 預かり金 5 万円を添えて
- (I 13.1.2)
- ※事象発生後 30 分以内とは、通告員が失格の通告をした時間後 30 分以内とする。
- 3 競技開始前にあらかじめ予見される事項についての抗議は、審判長の競技開始の合図が発せられる前までに提出されなければならない。(I 13.1.3)
- 4 提出された抗議書は、審判長によって検討される。審判長は、抗議を棄却した場合、理由を説明しなければならない。(I 13.1.3)
- 5 チームの責任者は、審判長の下した判断に不服がある場合は、上訴審判団に申し立てをすることができる。審判長の判断に異議がない場合、預かり金は、本連盟（主催団体）に徴収される。
(I 13.1.3, I 13.1.4)
- 6 上訴審判団は、抗議書の内容を踏まえて、審判長ならびに該当審判員、監察員、その他必要と判断した担当者等から聞き取りをした上で最終的な裁定を行う。上訴審判団が設置されていない大会においては、本連盟もしくは加盟団体に任命された大会総務が裁定をする。競技役員は上訴審判員を兼務することはできない。
- 7 上訴審判団が下した裁定は、最終のものとなる。裁定結果はチーム責任者に対して説明される。抗議が受理された場合は従前の審判長判断は取り消される。その場合、預かり金は返却される。上訴が棄却された場合、預かり金は本連盟（主催団体）に徴収される。

第17条 その他

- 1 本連盟または加盟団体による公式競技会ならびに公認競技会は、次の要件を備えなければならない。
 - (1) 開催日程・会場・競技の内容・参加資格等の要項は、競技会初日の3週間前までに一般に公表されていなければならない。
 - (2) 本連盟または加盟団体の特別の承認がない限り、競技者は本連盟の競技者資格規程により登録された者に限られていなければならない。
 - (3) 競技施設は、本連盟のプール公認規則に基づき公認されたものでなければならない。
 - (4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たしていなければならない。
 - ① プールの水は淡水であり、かつ競技中は静水であること。
(12.11, 16.1.13.2, 16.1.13.3)
 - ② 水温は、25～28℃を基準としていること。(16.1.13.1)
 - ③ 水位は、満水の状態で一定の高さが保たれていること。
(16.1.13.2)
 - ④ 互いに隣接するレーンを仕切るレーンロープは、1本でその直径は10 cm以上15 cm以下であること。レーンロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。(16.2.7.1.1)
8レーンの場合、
レーンロープの色は1・8レーンは緑色(2本)
2・3・6・7レーンは青色(4本)
4・5レーンは黄色(3本)(16.2.7.1.1)

スタート側および折り返し側の壁から5 mまでは赤色とする。(16.1.7.1)

- ⑤ 15 mマーク、50 mプールにおいて25 mを示すマークは、隣接するフロートと異なる色とすること。(16.1.7.2, 16.2.7.2)

背泳ぎ用5 mフラッグが設置されていること。(16.1.10)

- 2 全ての競技者・監督・コーチ・役員は、「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規程」(資料⑩)に違反する物品を、競技会場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体となってはならない。

(1) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。

(2) この項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。

- 3 競技会において使用する施設・設備・機器類は、本連盟によって公認されたものでなければならない。また、公認されたもののうち、最高の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。

〔 付 則 〕

本規則は2023年(令和5年)4月1日以降開催される競技会に適用される。